

山梨県特定優良賃貸住宅 家賃対策補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 山梨県特定優良賃貸住宅家賃対策補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号。以下「法」という。）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令（平成 5 年政令第 255 号。以下「政令」という。）特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 16 号。以下「省令」という。）及び山梨県特定優良賃貸住宅制度要綱（平成 7 年 9 月 27 日制定。以下「制度要綱」という。）に基づいて、良質な賃貸住宅を供給する認定事業者が制度要綱第 14 条の規定により家賃を減額する場合に、当該認定事業者に対し補助金を交付することにより、中堅所得者等の居住の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱で使用する用語は、次の各号に掲げるもののほか、法、政令、省令及び制度要綱の例によるものとする。

- (1) 家賃 特定優良賃貸住宅の入居者と認定事業者とが締結する賃貸借契約上の家賃をいう。
- (2) 入居者負担額 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する建設大臣が定める算定の方法」（平成 5 年 7 月 27 日建設省告示第 1602 号）に規定するところにより算定した額を基準として知事が定める額
- (3) 家賃限度額 省令第 20 条の規定により算定した額

(交付対象者等)

第 5 条 補助金の交付申請をしようとする認定事業者は、山梨県特定優良賃貸住宅家賃対策補助金交付申請書（第 1 号様式）を当該年度の 4 月に知事に提出しなければならない。ただし、この場合の家賃、入居者負担額、入居者数等については、当該年度の 4 月 1 日現在の数値を用いるものとする。

- 2 前項の規定に係わらず、新たに管理開始しようとする場合の補助金交付申請については、入居者の選定後速やかに行うものとする。

(交付変更申請)

第 6 条 補助金交付決定後の事情により申請の内容を変更して交付を受けようとするときは、山梨県特定優良賃貸住宅家賃対策補助金交付変更申請書(第 2 号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 7 条 知事は、前 2 条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項の交付決定を行ったときは、山梨県特定優良賃貸住宅家賃対策補助金交付決定通知書(第 3 号様式)又は、山梨県特定優良賃貸住宅家賃対策補助金交付変更決定通知書(第 4 号様式)により認定事業者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第 8 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、この補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 法、政令、省令、規則及び制度要綱その他関係法令に基づき行う知事の処分に違反したとき。

(補助金の請求)

第 9 条 認定事業者は、第 7 条の交付決定通知を受けたときは、4 月 1 日から 6 月 30 日まで(以下「第 1 四半期」という。)の補助金を 7 月 5 日までに、7 月 1 日から 9 月 30 日まで(以下「第 2 四半期」という。)の補助金を 10 月 5 日までに、10 月 1 日から 12 月 31 日まで(以下「第 3 四半期」という。)の補助金を翌年の 1 月 5 日までに山梨県特定優良賃貸住宅家賃対策補助金請求書(第 5 号様式)により知事に請求することができる。

また、1 月 1 日から 3 月 31 日まで(以下「第 4 四半期」という。)の補助金については、第 11 条の家賃対策補助金実績報告に基づき、第 1 四半期から第 3 四半期分の精算も併せて 4 月 20 日までに山梨県特定優良賃貸住宅家賃対策補助金請求書(第 5 号様式)により知事に請求するものとする。

2 知事は前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、認定事業者へ交付するものとする。ただし、第 1 四半期から第 3 四半期については概算で支払うものとする。

(補助金申請及び受領等の委任)

第10条 認定事業者は、補助金の申請、請求及び受領に関する業務について公社に委任するものとし、当該委任をしたときは、認定事業者は山梨県特定優良賃貸住宅家賃対策補助金委任事項報告書（第6号様式）により知事に報告するものとする。

2 前項に規定する委任は、山梨県特定優良賃貸住宅家賃対策補助金に関する委任状（第7号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第11条 認定事業者は、当該年度における補助事業が完了したときは、山梨県特定優良賃貸住宅家賃対策補助金実績報告書（第8号様式）により、その翌年度の4月10日までに知事に報告しなければならない。

(額の確定)

第12条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山梨県特定公共賃貸住宅家賃対策補助金の額の確定通知書（第9号様式）により認定事業者に通知するものとする。

(証拠書類の保存)

第13条 認定事業者及び公社は、補助金に係る書類を常に整備して保管するものとし、当該年度終了後5年間保存しなければならない。

(報告等)

第14条 知事は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、入居者、認定事業者及び公社に対し、報告を求め、帳簿、書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

附則

この要綱は、平成7年9月27日から施行する。

別表（第4条関係）

交付の対象者	補助金の額	交付の期間
認定事業者	<p>家賃と入居者負担額との差額に管理月数を乗じて得た額（日割りの額を含む。）を限度とする。ただし、空家の期間は補助の対象としない。</p> <p>なお、補助金の額の算定にあたっては、千円単位の額になるものとし、端数は切り捨てるものとする。</p>	<p>管理開始日から20年間を限度とし、入居者負担額が家賃に達するまでの期間とする。</p>